

ここに掲載している事業等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・変更となる場合があります。開催状況は区ホームページ等でご確認ください。



お知らせ

区役所では、毎週金曜(祝日は除く)の時間外と毎月第4日曜に一部の窓口業務を行っています。
4月1・8・15・22日、5月6日の金曜日 17:30~19:00
4月3・24日(日) 9:00~17:30
問合せ 総務課(総務)5階54番 ☎6267-9625

各種健診・がん検診のお知らせ

ところ
申込み
問合せ

保健福祉センター(久太郎町1-2-27)
保健福祉課(運営)1階11番 ☎6267-9882 FAX 6267-0998

乳幼児健康診査	
3歳児健診	4月5日(火)
1歳6か月児健診	4月22日(金)
3か月児健診	4月19日(火)

BCG予防接種(1回接種)	
4月18日(月)13:30~14:30	
対象	生後5~8か月
※母子健康手帳・予防接種手帳・バスタオルをご持参ください。 ※12:45~整理券(番号札)を配付します。	

各種無料相談のご案内

ところ
問合せ

中央区役所(久太郎町1-2-27)
総務課(総合企画)1階1番 ☎6267-9683 FAX 6264-8283

※ご利用者は大阪市内居住者に限ります。(定員あり・閉庁日実施なし)
※行政書士相談、社会保険労務士相談、不動産に関する相談は1階ロビーです。
※行政書士相談については、行政オンラインシステムでも予約できます。(4月1日から4月13日まで)
右の二次元コードをご利用ください。



内容	説明	とき	受付	問合せ
法律相談(弁護士相談) (予約制)	土地・建物・金銭貸借・相続・離婚等	4月5・12・19・26日の火曜日(13:00~17:00)相談時刻は予約時にお知らせします。	当日電話予約(9:00~先着順) ☎6267-9683	総務課(総合企画) ☎6267-9683
社会保険労務士相談	年金・労働問題等	4月13日(水)13:00~16:00	当日窓口受付(15:00まで先着順)	
司法書士相談	登記・相続・贈与等	4月14日(木)13:00~16:00		
土地家屋調査士相談	土地の測量・境界確認等	4月14日(木)13:00~16:00		
行政書士相談	相続・遺言・帰化等	4月21日(木)13:00~16:00		
不動産に関する相談	不動産の賃貸・売買等	5月26日(木)13:00~16:00		
花とみどりの相談	花や植木の栽培等	4月8日(金)14:00~15:30	当日受付(先着順) 相談者にはサバンナ堆肥を呈します。	大阪城公園事務所 ☎6941-1144
専門医による精神保健福祉相談(予約制)	心の健康に関する相談	4月1日(金)14:30~16:30 4月18日(月)13:30~15:30	前日まで受付(先着順) 予約の際に相談内容をお伺いします。	保健福祉課(地域活動) ☎6267-9968

内容	とき	ところ	申込み	問合せ
日曜法律相談(予約制) 定員:各16名	4月24日(日) 9:30~13:30	都島区役所(都島区中野町2-16-20) 阿倍野区役所(阿倍野区文の里1-1-40)	電話予約(先着順) 4月21日(木)・22日(金) 9:30~12:00 予約電話 ☎6208-8805	総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 市民局区域政支援助室 区行政制度担当 ☎6208-7324
外国籍住民法律相談 定員:各4名	4月6日(水)13:00~16:00 4月20日(水)17:00~20:00 5月6日(金)13:00~16:00	大阪国際交流センター内 インフォメーションセンター (天王寺区上本町8-2-6)	電話予約 月~金 9:00~19:00 土・日・祝 9:00~17:30 ☎06-6772-1127	
人権相談	月~金 9:00~21:00 日・祝 9:00~17:30	阿波座センタービル1階 (西区立売堀4-10-18)	大阪市人権啓発・相談センター 相談専用電話 ☎6532-7830 FAX 6531-0666	
不登校・いじめ等電話教育相談	月~金 9:00~19:00 (祝日、年末年始を除く)	中央こども相談センター (森ノ宮中央1-17-5)	中央こども相談センター 保護者専用 ☎4301-3141 子ども専用 ☎4301-3140	
犯罪被害者等支援のための総合相談	月~金 9:00~17:30 (祝日・年末年始を除く)	市役所4階 (北区中之島1-3-20)	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 ☎6208-7489 FAX 6202-7073	
経営相談	予約制	大阪産業創造館2階 経営相談室(本町1-4-5)	電話予約 9:00~17:30(土日祝・年末年始を除く) ☎6264-9838	

児童扶養手当の手当月額改定について

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、令和4年4月分から全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

		改定前	改定後
児童1人目	全部支給	43,160円	43,070円
	一部支給	10,180円~43,150円	10,160円~43,060円
児童2人目	全部支給	10,190円	10,170円
	一部支給	5,100円~10,180円	5,090円~10,160円
児童3人目以降	全部支給	6,110円	6,100円
	一部支給	3,060円~6,100円	3,050円~6,090円

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します

問合せ 保健福祉課(子育て支援・保育)4階4番
☎6267-9865

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額改定について

令和4年4月分から手当月額が次のとおり改定されます。

	改定前	改定後
①特別児童扶養手当(1級)	52,500円	52,400円
②特別児童扶養手当(2級)	34,970円	34,900円
③特別障がい者手当	27,350円	27,300円
④障がい児福祉手当	14,880円	14,850円
⑤経過的福祉手当	14,880円	14,850円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(保健福祉)4階43番
☎6267-9857

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市内にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。

なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課(介護保険)4階41番
☎6267-9859

